

(仮称)第6次すいた男女共同参画プランの策定について

1 策定の根拠

(1) 男女共同参画社会基本法 第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)を定めるように努めなければならない。

(2) 吹田市男女共同参画推進条例 第9条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(男女共同参画計画)を定めなければならない。

2 計画の位置づけ

(1) 国及び大阪府の計画を踏まえた計画とする。

(2) 現行の「第5次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させた計画とする。

(3) 吹田市総合計画を上位計画とし、他の個別計画との整合性をもたせた計画とする。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づくDV防止基本計画を含む。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく女性活躍推進計画を含む。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)に基づく基本計画を含む。

(新規)

3 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

4 策定スケジュール(予定)

令和7年2月～ 素案作成

令和7年7月 第1回男女共同参画審議会(諮問)

令和7年9月 第2回男女共同参画審議会

令和7年11月 第3回男女共同参画審議会

令和7年12月 答申

令和8年1月 パブリックコメント

令和8年3月 計画策定

5 計画の名称について

審議会において、現プランについて市が諮問した際の審議の中で、施策に係る市の基本的な考え方を示す計画の名称に「男女」という用語を使用することの今日的な意義について議論がなされていた。次期プランに向けた策定作業に着手するにあたり、あらためて方向性の整理を行う必要があるもの。